平成２４年（フ）第２号
青森県五所川原市烏森19番４号、住民票上の住所函館市川原町４番24号
債務者　野澤美智子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３１４６号
愛知県大府市吉田町６丁目300番地
債務者　中島　悦子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１８号
長崎県雲仙市吾妻町牛口名630番地３
債務者　米倉　憲治
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第２号
長崎県南島原市南有馬町甲3219番地
債務者　松尾　照美
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第３号
長崎県島原市上新丁１丁目4965番地１、前住所長崎市三原２丁目24番１―801号
債務者　石松　政明
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３０７７号
名古屋市北区平安１丁目９番18号　第２アイオーキャッスル1106号
債務者　宇土　雄基
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１２０号
愛知県春日井市瑞穂通１丁目171番地　マンション柏東201号
債務者　Ｏｎｅ’ｓ　Ｌｉｆｅ(ワンズライフ)こと　平野　愛子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２６号
山口県防府市三田尻２丁目８番７号、前住所山口県防府市三田尻２丁目８番８号
債務者　猪俣　　裕
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５号
東京都町田市成瀬１丁目９番地１ファインヒルズ成瀬104
債務者　吉野　友梨
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４７号
東京都町田市旭町２丁目２番３号
債務者　内田ちどり
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３７号
静岡県浜松市天竜区渡ケ島217番地の３　天竜厚生会清風寮
債務者　梅村　　猛
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１２５０号
東京都西東京市柳沢１丁目14―５―701
債務者　石川奈名子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９３号
東京都品川区西五反田５丁目４―６―902
債務者　佐野　孝味
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０６号
神奈川県横浜市中区寿町３丁目12―５―507
債務者　奥濱　重雄
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２７号
東京都葛飾区お花茶屋２丁目２―20―102
債務者　大住　幸枝
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３５号
東京都世田谷区上用賀１丁目11―６―203
債務者　二梃木智子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部